令和８年度

スポーツ産業の成長促進事業

「テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業」

(スポーツ×テクノロジー活用展開事業)

(スポーツオープンイノベーションプラットフォーム推進事業)

仕　　様　　書

令和８年３月２７日

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

１　委託事業名

令和８年度スポーツ産業の成長促進事業「テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業」（スポーツ×テクノロジー活用展開事業）（スポーツオープンイノベーションプラットフォーム推進事業）

２　事業の目的

テクノロジーの進化により、様々なエンターテイメントが台頭しており、スポーツ観戦の機会が減少している。スポーツにおける顧客体験価値の向上、スポーツを起点とした地方創生等により、スポーツの収益拡大や、スポーツ関係人口拡大を図ることで、スポーツ産業の裾野を広げ、成長産業化を推し進めることが求められる。

そのために、スポーツ団体が収益性を高めるために必要なテクノロジー活用の促進やスポーツ DX 実装に向けた取組の推進、またスポーツ界と他産業との連携を促進し、新たな事業の創出・拡大によって、新たな収益やスポーツに触れる機会の創出を図ることが重要である。

令和８年度の本事業においては、スポーツ団体や関係者の顧客体験価値及び社会的価値向上のため、スポーツ団体等のテクノロジー活用・実装支援を行い、先進的なモデル事例の創出を図る。

また、スポーツ界と他産業連携による新規事業の創出・拡大を目的としたアクセラレーション支援を行う。その際、より持続的な事業創出のため、オープンイノベーション手法を用いて支援するとともに、共生社会実現も見据え、障害者による「みるスポーツ」「するスポーツ」なども含め、幅広い支援を行っていく。

さらには、事業で得た知見及び最新情報の発信、業種の枠を越えた交流の場を目的としたネットワーキングカンファレンスの開催や、スポーツオープンイノベーション領域における国内の先進事例を顕彰するコンテストを開催する。

３　委託契約期間

委託契約締結日　～　令和９年３月２４日（水）

４　成果物

本調達における成果物は以下のとおりとする。成果物は電子ファイル形式で授受するものとし、原則、文部科学省が指定する Box を経由して行うこととする。

なお、何らかの事情でこの方法が不可能となった場合は、受け渡し方法について別途協議し決定するものとする。

１）委託事業報告書

２）成果報告書（概要版、詳細版、非公開版）

３）事業事例集

４）定例会及び各種会議の打合せ要旨

５）SOIP ロゴデータ

６）ネットワーキングカンファレンス撮影動画
７）専用ウェブサイト及び以下の成果物
ア　開発したプログラム（ソースコード含む）、コンテンツ一式
イ　アに付帯すべき設計書及びテスト結果報告書一式
ウ　専用ウェブサイト効果検証結果報告書
エ　専用ウェブサイトの管理者用マニュアル
オ　不正アクセス等の可能性が生じた際の管理者アカウントのログファイル
カ　障害発生時及び貧弱性対応発生等の運用・保守実施報告書
※読み手に配慮し成果を分かりやすく取りまとめること。
※形式や内容について双方協議の上作成を行うため、納入期限の１月前には素案を作成し、協議を開始すること。

５　納入期限

令和９年３月２４日(水)

６　納入場所

東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）付

７　委託事業の内容

（1） スポーツ×テクノロジー活用展開事業

スポーツ団体及び関係者の顧客体験価値並びに社会体験価値の向上を目的として、テクノロジーの活用・実装に向けた支援を行う。具体的には、これまでスポーツ分野において想定されてこなかった発想や視点に基づく新たなテクノロジー活用の取組、又は既に導入されているテクノロジーの機能高度化・再設計等を対象とし、スポーツ団体が自立的・継続的に活用可能な仕組みの構築を目指す。

あわせて、実証及び実装を通じて得られた成果を基に、先進的なモデル事例の創出を図るとともに、将来的な事業展開や収益機会の拡大を見据えた取組として発展させることを目的とする。

(ア)スポーツテクノロジーの取組領域

本事業の趣旨やスポーツ庁の政策動向、国内のスポーツ DX における実情等を踏まえ、「収益拡大に資する事業化のための戦略策定、リーグの収益に裨益し得る、システム開発・設計にかかる支援、テクノロジーを活用した顧客体験価値等の向上に資する事業の支援」を取組領域とすること。

(イ)スポーツ団体の公募、説明会、審査

選出対象となるプロスポーツ団体は、公平性を担保するため公募形式により選出する。選考にあたっては、審査員を行う第三者委員会を設置し、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を実施する。なお応募多数の場合、事前に書類審査等の1次審査を実施することとする。選出数は４団体以上とする。また、分類し

た領域で偏りがないように選出すること。
※１　公募にあたっては、各スポーツ団体とのネットワークを活用し、本事業の目的や設定されたテーマに合致するスポーツ団体の参画を促進すること。
※２　支援対象は原則リーグ団体とし、チーム・クラブの取組の場合は、リーグへの普及を前提とした取組を選定することとする。具体的な公募方法・審査方法についてはスポーツ庁と協議の上決定する。
なお、公募に当たっては、経済的価値及び社会的価値の創出に資する先進的な事例を、複数分野において創出する観点から、例えば、「体験価値向上」「利便性向上」「競技力向上」「障害者対応」「省人化・効率化」「ファンマーケティング」等の分野を設定することとする。なお、分野の設定については、スポーツ庁と協議の上、決定する。
※３　審査に当たっては、テクノロジーを導入することによる経済的価値を定量的に評価し、スポーツ庁と協議の上、選定すること。

（ウ）実証支援金額
スポーツ団体の新規事業や新サービスの創出・成長を検証できる適切な実証支援金額を計画する。１件あたり最大１，０００万円（税込）とし、総額４，０００万円（税込）を実証支援金額として充てること。実証支援金額は事務局とスポーツ庁が協議の上、戦略性をもって評価、決定する。
※事業費総額に実証支援金額を見込んだ上で提出すること。

（エ）伴走支援・進捗管理
事業を推進するためプロジェクトマネージャーを設置し進捗管理を適切に行う。また、事業構想の具体化や実証の計画・実施等の各段階においてスポーツ団体のニーズに応じた支援を行うとともに、想定する支援の方法、有識者等の活用方法・頻度等について提案書に具体的に明記する。
また、選定団体への実証支援金額の約２分の1相当を人件費等の伴走支援に充てること。

（２）スポーツオープンイノベーションプラットフォーム推進事業
①　スポーツ団体と他産業連携による新事業創出・拡大支援
スポーツ団体と他産業界の共創により、①スポーツの高付加価値化や収益性の向上に資する取組、もしくは②スポーツ関係人口拡大に資する取組であり、かつ地域活性化や社会課題の解決に資する新事業の創出・拡大に向けた取組を支援。収益源を確保した持続可能なビジネスモデルの構築を目指す。また支援にあたっては、下記２つのフェーズの取組を支援することとする。

- 既に共創パートナーと取り組んでいるスポーツ団体への支援
- 新たに共創パートナーを募集するスポーツ団体への支援

（ア）アクセラレーションプログラム推進のための事務局業務

各スポーツ団体とスタートアップ等の事業者が連携して新事業の創出又は社会実装を目指すアクセラレーションプログラムを実施する。プログラムの企画・運営、採択事業の実証又は実装に係る人的・資金的支援等を行う。

なお、共創事業者の選定から事業推進支援の在り方、事業推進支援を行える有識者（メンター）の選出・活用については、スポーツ団体の実情やニーズを勘案し、事業創出等を支援する上で効果的な手法を検討し、全体計画を立てて提案を行うこと。また、実施に当たってはその都度スポーツ庁と協議の上実施する。

（イ）共創テーマの設定

本事業の趣旨やスポーツ庁の政策動向、スポーツ団体の実情、スポーツ及びその他産業界の動向等を踏まえ、有識者やスポーツ団体、スタートアップを含む民間事業者等へのヒアリングやデスクトップ調査等を行うなどして、本事業で取り組む「スポーツ×他産業」の共創テーマを設定する。

ただし、テーマ設定に加え自由公募枠等を設けることも想定されるため、テーマの検討・決定は、スポーツ庁と協議の上行う。

（ウ）スポーツ団体及び共創事業者の公募、説明会、審査

公平性を担保する観点から公募形式を採用し、審査のための第三者委員会を設置した上で、スポーツ団体を１０団体以上選定する。選定にあたり、原則①既に共創パートナーと取り組んでいるスポーツ団体：６団体以上、②新たに共創パートナーを募集するスポーツ団体：２団体以上を選定することとする。ただし、提案によっては、選定する団体の内訳数の変更を認める場合もある。選出団体数・内訳数についてはスポーツ庁と協議の上で決定する。

公募・選定にあたっては、スポーツ業界、他産業界のネットワークを活用し、本事業の目的に合致するスポーツ団体及び共創事業者の参画を促進し、収益拡大に資する取組を選定する。また共創テーマが偏らないように留意すること。なお、具体的な公募・審査方法の最終決定はスポーツ庁と協議の上行うこと。

新たに共創パートナーを募集する支援については、スポーツ団体の公募ののち、共創事業者について公募し、採択されたスポーツ団体とのマッチングを行うこと。その際、本事業の効果を最大化するため、できるだけ多くの共創事業者が応募し、効果的に選定・マッチングが可能となる方法を検討・提案し、イベント開催等と合わせて実施するなど創意工夫を図ること。

（エ）実証支援金額

スポーツ団体の新規事業や新事業の創出・拡大を検証できる適切な実証支援金額を計画する。１件あたり最大２００万円（税込）とし、総額２，０００万円（税込）を実証支援金額として充てること。実証支援金額は事務局とスポーツ庁が協議の上、戦略性をもって評価、決定する。

※実証支援金額は再委託費として提出すること。

（オ）伴走支援、進捗管理及びメンター活用

事業を推進するためプロジェクトマネージャーを設置し進捗管理を適切に行う。また、事業構想の具体化や実証の計画・実施等の各段階においてスポーツ団

体や共創事業者のニーズに応じた支援を行うとともに、想定する支援の方法、メンター及びメンターの過去の契約実績等の関係性、活用方法・頻度等について提案書に具体的に明記する。

（カ）実証

実証においては、綿密なリサーチや準備を行うとともに、目標となるＫＰＩを設定・活用し実証の効果を観測できるようにする。

② コンテストの実施

（ア）スポーツと他産業との共創により創出された我が国発の先進的な事業の認知度の向上及び市場開拓、資金調達等の面における事業化の加速を目的とするコンテストを開催する。なお、開催は（４）に記載のＤＥＭＯＤＡＹとの同時開催も可能とするほか、本事業の機運醸成に向けて多様なステークホルダーの参加や広報効果が最大化するように企画及び提案するものとする。

（イ）上記のコンテストには、例えば、スポーツの価値高度化、スポーツを通じた他産業の価値高度化及び社会課題の解決に係る部門等を少なくとも３部門設定し、各部門で広く公募し、公開の場でのピッチ形式により優秀者を決定するものとする。部門の設定、候補者の選定数・選定方法についてはスポーツ庁と協議の上で決定する。

② 専用ウェブサイトの運営及び情報発信コンテンツの充実

本事業の認知度向上・発展のための専用ウェブサイトの運営、及び公募や関連イベントの参加者募集等を行うこと。

また、専用ウェブサイト以外にも SNS 等を活用するなどして、プラットフォーム機能の強化を目的とした、広報効果の最大化や本事業のコミュニティ醸成に資する方策を検討の上で、情報発信に努めること。

専用ウェブサイトについては、令和７年度スポーツオープンイノベーション推進事業の受託者から引き継ぎ、運営すること。

・公式ホームページ： https://sports-open-innovation-bd2025.mext.go.jp/

セキュリティ強化の観点から、専用ウェブサイトのドメインは政府ドメイン（go.jp）を使用することとし、以下及び関連の文書の最新版を確認のうえ、記載されている政府機関等のルールを遵守すること。（URL は別紙参照）

・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」
・「文部科学省情報セキュリティポリシー」及び「セキュリティポリシー下位規程」
・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」
・安全なウェブサイトの作り方（IPA）
・セキュア・プログラミング講座 Web アプリケーション編（IPA）

・日本語版 Web サイトガイド
・政策目的別 Web サイトガイド
・「みんなの公共サイト運用ガイドライン」
・「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」

また、別紙には、セキュリティ等の要件について想定し得る内容を記載するが、今後事業の進捗やセキュリティ上の観点等から変更の可能性があるものである。

これらについては、都度個別にスポーツ庁と協議し、詳細要件の了解を得た上で運用保守や改善等を実施すること。

※「文部科学省情報セキュリティポリシー」は非公表資料のため、契約締結後に受託者がスポーツ庁に守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。

④　プラットフォーム機能強化施策の検討と実施

本年度支援する団体や過年度参画してきた関係者、またこれからスポーツオープンイノベーションに取り組むスポーツ団体・大企業、スタートアップなどの民間企業・自治体や、投資家・金融機関関係者・NPO等幅広い関係者がスポーツ庁のプラットフォームに参画することで、継続的なつながり、マッチング、事業の創出や拡大等を実現できる施策を検討・提案し、実施する。実施にあたっては、スポーツ庁と協議の上決定する。

⑤　SOIPのロゴ作成

本事業の効果的な周知を図るためのロゴの作成を行う。作成にあたっては、デザインを複数提案するなど、スポーツ庁と協議しながら実施する。

（３）ネットワーキングカンファレンスの開催

事業で得た知見及び最新情報の発信、業種の枠を越えた交流の場を目的としたネットワーキングカンファレンスを開催する。

(ア)開催方法、内容

（１）（２）の事業に関連する形で、有識者のセッション等学びや気づきが多く、事業創出やビジネス拡大、スポーツDX等に資する新たなつながりを創出するネットワーキング機会（広く参加者を募るオープンな場）を可能な限り１回以上（DEMODAYを除く。）企画する。また、実施に当たってはオンライン参加も可能な形で実施すること。

(イ)参加者目標

開催目的に応じて、参加者のターゲット及び参加人数を適切に設定し、効果的な集客に努める。

(ウ)集客方法

スポーツ業界、他産業界、各DX関連企業等各分野のネットワークを提示するなど、効果的な集客に努める。

（４）成果報告会（DEMODAY）の開催

事業を通じて得た知見や最新の取組状況の共有を行う場となる報告会を実施する。その際、スポーツ業界、他産業界等のネットワークを活用し、スポーツ団体のほか、スポーツ産業に関心をもつ産業界、地方自治体の関係者等の幅広い参加を促すこと。特に投資家や金融機関関係者は必須で参加できるよう進めること。また、実施に当たっては（１）（２）の事業合同で実施することとし、オンライン参加も可能な形で実施すること。

（５）事業に関する資料作成、情報・データ共有

スポーツ庁が求める場合、本事業に関連する資料作成や情報・データの共有を行うこと。様式や粒度については、都度スポーツ庁と協議のもと対応する。

（６）定例会の開催

スポーツ庁と協議の上、原則１週間に１回、定例の打ち合わせを行う。毎打合せ時には、打合せの効率性を高めるため、議論するアジェンダを用意し、資料を前日までに共有すること。議論した内容について打合せ要旨を作成し、スポーツ庁に提出すること。

（７）成果物

広く普及・啓発を図っていくため、（１）（２）の成果を成果報告書及び事業事例集としてとりまとめを行う。また、各種打合せや会議等の記録についても作成すること。ＤＥＭＯＤＡＹ（成果報告会）、ネットワーキングカンファレンスについては、スポーツ庁ＹｏｕＴｕｂｅ等に掲載するため、当日の様子を撮影することとし、後日撮影したデータをスポーツ庁へ納品すること。（納品については別途スポーツ庁と協議する。）

なお、本事業の過年度成果については、スポーツ庁HPにて公開しているので、確認すること。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1415413.htm

８　事業規模

事業規模は１１７，９９９千円（税込）を上限とする。

９　応札者に求められる要件

（１）要求要件の概要

① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「（２）要求要件の詳細」に示すとおりである。

② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は

不合格として落札決定の対象から除外される。

④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

（２）要求要件の詳細

１ 事業の実施方針

１－１　事業内容の妥当性、独創性

＊１－１－１ 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

＊１－１－２ 偏った業務内容となっていないこと。

１－２　事業実施方法の妥当性、独創性

＊１－２－１ 事業の実施方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

＊１－２－２ 事業の実施方法が明確であること。

１－３　事業計画の妥当性、効率性

＊１－３－１ 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

２　組織の経験・能力

２－１　組織の類似事業の経験

２－１－１ 過去に類似の事業[1]を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

２－２　組織の事業実施能力

＊２－２－１ 事業を遂行する人員が確保されていること。

２－２－２ スポーツ産業や団体等、企業等における事業創出・拡大等やデータやテクノロジーの利活用及びスポーツ団体やその事業等に関する幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力[2]を有していればその内容に応じて加点する。

＊２－２－３ 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

２－３　業務に当たってのバックアップ体制

[1] 「過去に類似の事業を実施した実績」とは、過去にスポーツ団体の伴走支援に関する業務を受託した経験や調スポーツ団体等の動向に関する調査研究や事業創出・拡大支援、地域・企業等との連携事業を実施した実績を想定する。

[2] 「幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力」とは、スポーツ団体等の実情・ニーズへの理解、連携事業の創出等支援手法への理解、また、スポーツ業界と他産業界のネットワークを有することを想定する。

２－３－１　円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

３　業務従事予定者の経験・能力

３－１　業務従事予定者の類似事業の経験

３－１－１　業務従事予定者が過去に類似の事業[3]を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

３－２　業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

＊３－２－１　事業内容に関する知識・知見[4]を有していること。

３－２－２　事業内容に関する人的ネットワーク[5]を有していれば加点する。

４　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

４－１　ワーク・ライフ・バランス等の取組

４－１－１　以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

〇　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

〇　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、又は一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

〇　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）

〇　スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

５　賃上げを実施する企業に関する指標

５－１　賃上げの表明

3 「過去に類似の事業を実施した実績」とは、過去にスポーツ団体の伴走支援に関する業務を受託した経験やスポーツ団体等の動向に関する調査研究や事業創出・拡大支援、地域・企業等との連携事業の支援等事業に従事した実績を想定する。

4 「知識・知見」とは、スポーツ団体等の実績・ニーズへの理解、連携事業の創出等支援手法への理解、また、スポーツ業界と他産業界のネットワークを有することを想定する。

5 「人的ネットワーク」とは、スポーツ団体等の実績・ニーズへの理解、連携事業の創出等支援手法への理解、また、スポーツ業界と他産業界のネットワークを有することを想定する。

以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応札者が選択するものとする。)

５－１－１　令和４年４月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては３％以上、中小企業当においては 1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

５－１－２　令和４年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては３％以上、中小企業等においては 1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※１　経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※２　中小企業等においては、「給与総額」とする。

※３　中小企業とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

１０　検　　査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

１１　守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

１２　届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

１３　賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票　合計表（375）」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※　中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

１４　子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１５　取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１６　協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

（別紙）

○関連文書の URL について

・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines
・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」
・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」
https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/general/guider7.pdf
・安全なウェブサイトの作り方（IPA）
https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html
・セキュア・プログラミング講座 Web アプリケーション編（IPA）
https://www.ipa.go.jp/archive/security/vuln/programming/index.html

・「みんなの公共サイト運用ガイドライン」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html
・「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」
https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook

〇セキュリティ等の要件について

● ドメイン、その他要件

①構築、以降に必要なデータや情報は、スポーツ庁あるいはスポーツ庁が指定する業者から提供を受け、必要な調整を行うこと。

②本ホームページは、パソコン、タブレット、スマートフォンの各端末で動作し、かつ以下の環境で動作することが保証できるものとすること。また、スマートフォンに適したレスポンシブデザイン対応をしていること。

③ユーザーの閲覧環境に関する OS 及びブラウザ環境については以下の要件を満たすこと。なお、毎月末に最新バージョンによる動作確認を行い、アプリケーションの推奨動作環境を維持すること。

	Edge	Firefox	Chrome	Safari
Windows 11 以降	〇	〇	〇	
Mac OS 13.4 以降				〇
iOS 16.5 以降				〇
Android 13 以降			〇	
Chrome 109 以降			〇	

● クラウドサービス

クラウドサービスの利用については、ガバメントクラウドを原則とするが、ガバメントクラウドを利用しない場合については、セキュリティの観点から、原則としてISMAPに登録されたものを選定すること。

● セキュリティ要件

① サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として４８時間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。

② 不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離するとともに、業務目的、所属部局等の情報の管理体制に応じて内部のネットワークを通信回線上で分離すること。

③ 通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルやアプリケーションの通信を通信回線上にて遮断する機能

を備えること。

④　情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。

⑤　サービスの継続性を確保するため、情報システムの負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量の抑制等によってサービス停止の脅威を軽減する機能を備えること。

⑥　不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染や感染拡大を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

⑦　情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、１年以上保管するとともに、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能、様々なログを組み合わせた相関分析に有効な管理機能、等）を備えること。

⑧　ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能及び消去や改ざんの事実を検出する機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざんの脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。

⑨　情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。

⑩　不正行為に迅速に対処するため、通信回線を介して所属する府省庁外と送受信される通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。

⑪　サービスの継続性を確保するため、大量のアクセスや機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の過負荷状態を検知する機能を備えること。

⑫　主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。

⑬　情報システムの利用範囲を利用者の職務や信用情報に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務や信用情報に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。

⑭　特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

⑮　情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が

記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。
⑯　機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
⑰　情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。
⑱　情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。
⑲　情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
㉑　情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策（自動スクリーンロック等）等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
㉒　物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
㉓　運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。
㉔　情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。

また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

- サプライチェーン・リスク対応及び必要提出書類について

①　本業務において、下記に記載の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。

（ア）各工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
（イ）脆弱性検査等のテストの実施が確認できること。
（ウ）各工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。
（エ）作業者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。
（オ）不正な変更が発見された場合に、スポーツ庁と請負者が連携して原因を

調査・排除できる体制を整備していること。

② 請負者の及び作業担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）や職務実績、国籍がわかる資料、及び、資本関係・役員の情報がわかる資料を提出すること。